

入札・契約

総合評価方式の取り組みと課題

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が施行されてから4年半が経過し、法の精神である価格と品質が総合的に優れた内容の調達を行う入札契約方式として「総合評価方式」が公共工事の各発注機関において普及・拡大しています。国土交通省直轄工事においては総合評価方式の実施が原則とされており、都道府県においても試行実施を含めて全国的に導入されています。

総合評価方式の導入により企業の技術力を適正に評価・活用できる入札・契約が可能となり、その結果、品質の確保・向上、安全性の確保、環境の保全等その効果が現れています。一方で、提出書類などの事務量の増大や落札者決定までに時間を要すること、また一部では低価格受注が後を絶たないことなど実施に伴う課題も少なくないようです。

国土交通省ではこのような諸課題への対応方策について検討等を行うとともに、総合評価方式の活用・改善に向けて引き続き取り組んでおり、地方公共団体など他の発注機関においても独自の取り組みが行われています。

今回の特集では、品確法に基づく入札・契約方式として急速に普及・拡大する総合評価方式について、各発注機関の取り組みと受注者側である建設業界の声を掲載し、現状の課題と今後の方向性について考えてみたいと思います。

公共工事における総合評価方式の導入実態調査と改善方策の検討について

国土交通省国土技術政策総合研究所建設マネジメント技術研究室 室長 ふえた としはる 笛田 俊治

1. はじめに

国土交通省においては、平成17年4月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行以降、総合評価方式の適用拡大を図り、平成20年度からは原則実施に至っています。

しかしながら、公共工事の発注の現場においては、「発注者・応札者双方にとって、手続きにかかる事務負担が大きくなっているのではないか」「応札者に対して評価結果を適切に情報公開できているか」等の声が上がっており、これら課題等に対する早急な解決が求められています。そこで、意見等を収集・分析し、課題解決に向けた検討を実施するため、平成20年10月から11月にかけて、発注者・受注者双方に、総合評価方式の実施に関する課題や改善方策、またその普及方策等について幅広くアンケート調査を実施しました。

また、アンケート調査より明らかとなった総合評価方式の実施に対して、具体的な問題意識を持っている発注者および受注者を対象にヒアリング調査を実施するとともに、総合評価方式の改善方策について検討を行いました。

本稿においては、総合評価方式の普及状況、上記アンケート調査およびヒアリング調査の結果と、これらを踏まえた総合評価方式や入札契約手

続きに関する改善方策の検討について、主な内容を述べます。

2. 総合評価方式の普及状況

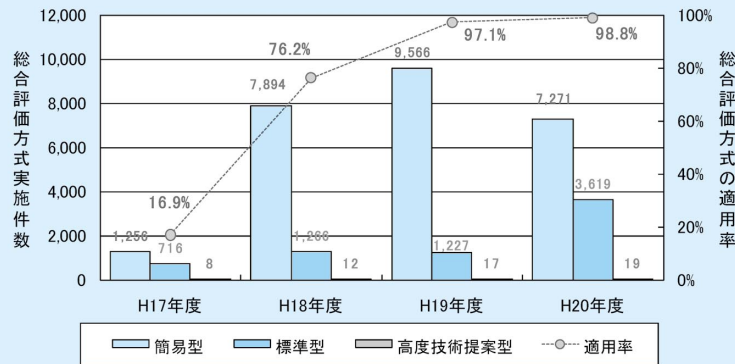
図－1は、総合評価方式の年度別およびタイプ別(簡易型・標準型・高度技術提案型)の実施件数と適用率を示しています(8地方整備局の直轄工事に限る)。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行以降、総合評価方式の適用率は年々増加しており、平成19年度および平成20年度にはほぼ100%に達している状況となっています。

図－2は、簡易型および標準型における主な工種を対象とした入札価格別(最低価格者・最低価格者以外)および得点別(最高得点者・最高得点者以外)の落札者の割合を示しています。最高得点者(最低価格者以外)が落札した割合は、簡易型および標準型とも年々大きくなっています(簡易型6.5%(平成17年度)→20.6%(平成19年度)、標準型7.1%(平成17年度)→28.9%(平成19年度))。

3. アンケート調査の主な概要

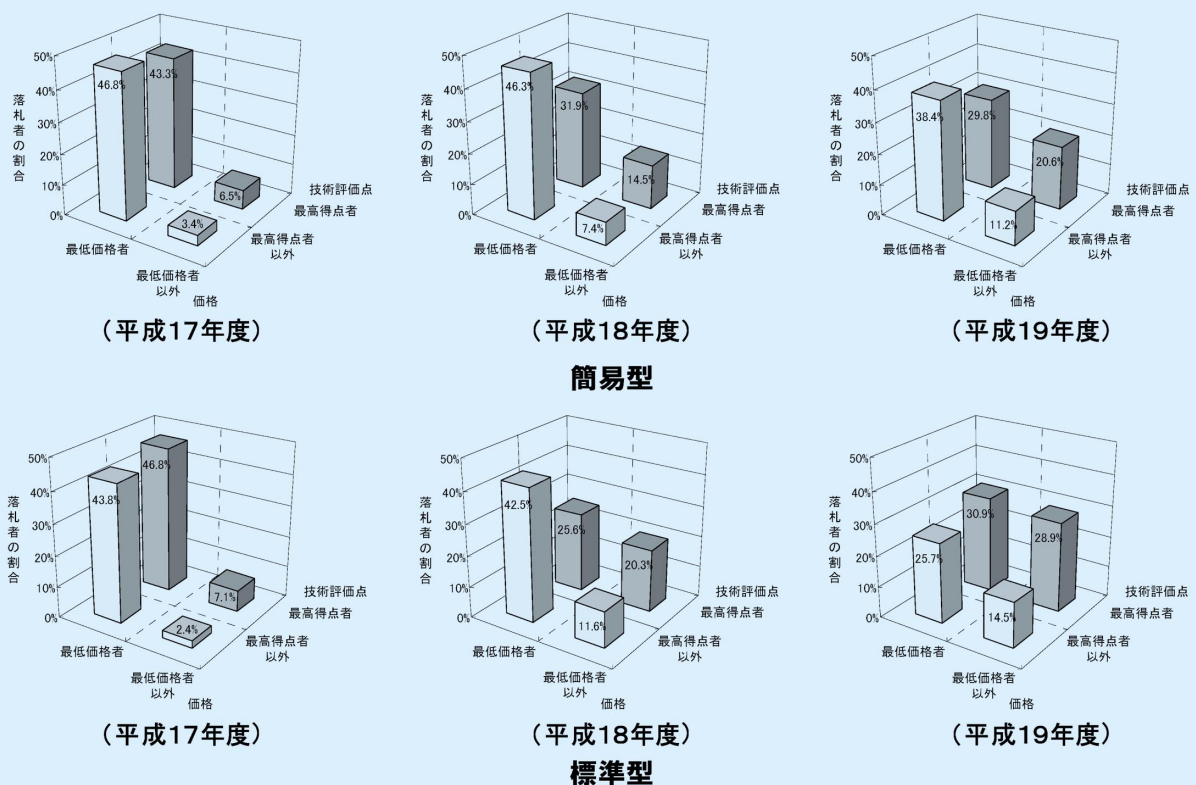
(1) 対象者と調査内容

対象者と回答状況は表－1のとおりです。ま



(注) 1. 8 地方整備局における実施件数。
2. 適用率は随意契約を除く全発注工事件数に対する総合評価方式実施件数の割合。
3. 平成20年度は速報値。

図－1 総合評価方式の年度別・タイプ別の実施状況（件数）



(注) 主要4工種（一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工）に該当する工事を対象。

図－2 入札価格別・得点別の落札者の割合

た、アンケートの主な調査内容は、総合評価方式の実施における効果、問題意識、評価項目、評価基準等に関するものです。

(2) アンケート結果（総合評価方式の実施に対する問題意識）

ここでは、発注者（国土交通省）と受注者（建設会社）における総合評価方式の実施に対する問題意識を中心に示します。

総合評価方式の実施に対する問題認識を5段階で回答された結果を図－3に示します。また、

「①問題認識として特に重要」と回答した事項のうち、回答率が2割を超えているものについて、その具体的な問題意識として回答された結果（上位二つ）を表－2に示します。

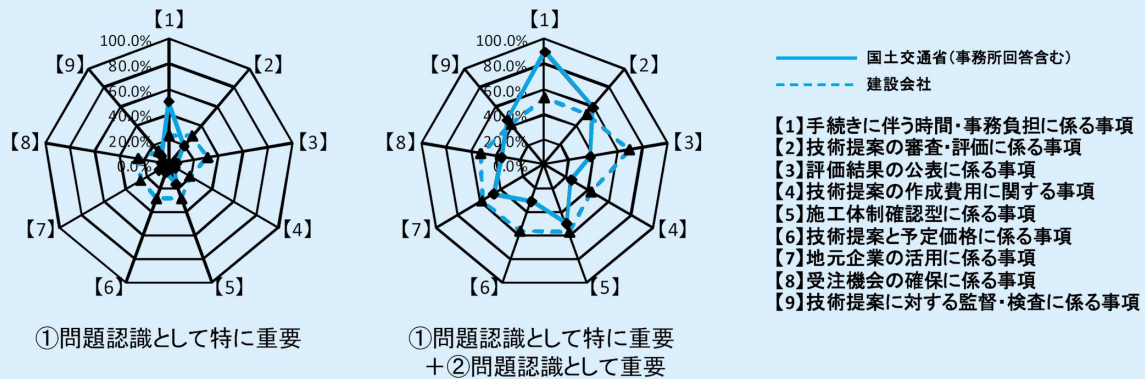
(3) 具体的な改善方を検討する課題

表－2で示した総合評価方式の実施に対する具体的な問題意識においては、特に「手続きに伴う時間・事務負担」については発注者側で、「評価結果の公表」「技術提案の作成費用」「技術提案と予定価格」「地元企業の活用」「受注機会の確保」

表－１ アンケート対象数と回答状況

区分		対象数	回答数	回答率
国土交通省地方整備局等		10	10 ^{※1)}	100.0%
地方公共団体	都道府県	47	44 ^{※2)}	93.8%
	政令市	17	16 ^{※2)}	94.4%
	市町村	1,799	1,471	81.8%
建設会社	(社)全国建設業協会加盟企業	282	229	81.2%
	(社)日本土木工業協会加盟企業	126	72	57.1%

(注) 1. 10地方整備局等の他に、工事発注を行っている事務所245から230の回答があった。
2. このほかに複数回答した地方公共団体が2あった。
3. 以下の分析については、国土交通省の回答総数に事務所からの回答数を含めた。また、地方公共団体の回答総数には複数回答数を含めた。



図－３ 総合評価方式の実施に対する問題意識

表－２ 具体的な問題意識

回答者	事項	具体的な問題意識	回答率	備考
国土交通省	【1】手続きに伴う時間・事務負担に係る事項	入札・契約手続きに時間がかかりすぎる 入札・契約手続きに関する事務負担が大きい	67.2% 65.6%	回答数： 122件
	【2】技術提案の審査・評価に係る事項	評価結果にばらつきが生じる 適切な評価項目選定に苦慮する	45.7% 27.9%	回答数： 140件
建設会社	【1】手続きに伴う時間・事務負担に係る事項	入札・契約手続きに時間がかかりすぎる 入札・契約手続きに関する事務負担が大きい	47.1% 26.5%	回答数： 68件
	【2】技術提案の審査・評価に係る事項	評価結果にばらつきが生じる 要求事項が漠然としている	41.8% 17.2%	回答数： 261件
	【3】評価結果の公表に係る事項	評価結果を具体的に公表（個別通知）してほしい 採点内容表を全面公開すべき	64.9% 12.8%	回答数： 94件
	【4】技術提案の作成費用に関する事項	すべてのタイプで費用負担が発生している 提案資料作成の費用を回収する方法がない	58.6% 34.5%	回答数： 58件
	【5】施工体制確認型に係る事項	低入札でも落札できる場合がある ペナルティが甘い・ない（強化すべき）	39.8% 37.5%	回答数： 88件
	【6】技術提案と予定価格に係る事項	技術提案内容が予定価格に反映されない 必要な金額を提案しても設計変更対象とならない	70.5% 18.2%	回答数： 88件
	【7】地元企業の活用に係る事項	さらなる地元重視（評価）が必要 県外業者参入による地元企業の受注低下が発生	40.5% 20.3%	回答数： 79件
	【8】受注機会の確保に係る事項	受注機会が特定の企業に偏っている 配置予定技術者の同種経験を条件とすると新規参入が困難	42.7% 17.3%	回答数： 75件

(注) 1. 図－１において、「問題認識として特に重要」と回答した事項のうち、回答率が2割を超えているものについて、その具体的な問題意識の上位二つを示す。
2. 複数回答がある。

については受注者側で高い問題意識を持っている 善方策を検討する課題は、表－3（左欄）に示す結果となっています。この結果から、具体的な改 とおりと考えられます。

表－3 課題に対するヒアリング結果

課題		国土交通省	A建設業者団体加盟企業	B建設業者団体加盟企業
①手続きに伴う時間・事務負担	時間がかかりすぎる	○技術的難易度の低い案件について、簡易な施工計画を求めない実績重視型の総合評価方式を導入（入札公告から落札者決定まで7週間から3週間に短縮）	○現行の手続期間は適切な技術力評価を行うために必要であり、短縮する必要はない（標準型・高度技術提案型） ○早期の辞退を促すため、入札前に技術評価点（評価ランク）を公表（特に高度技術提案型）	○現行の手続期間は適切な技術力評価を行うために必要であり、短縮する必要はない（簡易型・標準型） ○施工計画に差が生じないものについて、簡易な施工計画を求めない総合評価方式を活用
	事務負担が大きい	○技術提案の1課題当たりの提案数に上限を設定（最大5提案）（これ以上削減すると評価が困難）	○技術提案の課題数・項目数に適切な上限を設定（整備局等の中には総計30～60項目の提案が可能な例がある） ○技術提案書の枚数・文字数に上限を設定（整備局等の中にはA4：50枚以上の提出が可能な例がある）	○公告文における施工場所等について、地番まで含めた詳細な条件の明示（簡易型） ○公告段階で詳細な工事数量を記載した見積用資料の閲覧または提供（簡易型） ○簡易な施工計画で求める課題数・文字数を限定（1課題、300字程度）（簡易型）
	配置予定技術者が長時間拘束される	—	○配置予定技術者の拘束期間を短縮するため、低入札価格調査となった時点で辞退する手続を構築 ⇒会計法上は入札後の辞退は不可	—
②技術提案の審査・評価	評価結果のばらつきが生じる	○事務所間の評価結果のバラツキを小さくするため、整備局等が設置した総合評価審査小委員会で評価方法の方向性を提示 ○過去の評価結果のデータベース化およびその活用	○評価結果のばらつきは発注者が工事特性に応じて判断した結果と認識 ○発注者の意図を的確に把握するため、現場説明会等の機会を活用	—
③評価結果の公表	評価結果を具体的に公表（個別通知）して欲しい	○知的財産保護の観点から、技術提案書の内容は非公開 ○技術提案が形骸化してしまう恐れがあることから、技術提案内容とその結果の公表には慎重 ○一部の整備局等では、競争参加資格の確認結果と併せて技術提案した企業に自社提案の採否を通知	○一部の整備局等のように、競争参加資格の確認結果と併せて技術提案した企業に自社提案の採否通知を要望（入札前辞退の判断にも活用）	○一部の整備局等のように、競争参加資格の確認結果と併せて技術提案した企業に自社提案の採否通知を要望
⑤技術提案の作成費用	費用負担の軽減	—	○質問に対する迅速な回答と、具体的な内容の回答 ○設計図面のCADデータの配布 ○配置予定技術者ヒアリングを重視	○受発注者間の情報共有のため現場説明会のような機能の復活 ○配置予定技術者ヒアリングの電話での実施
⑦地元企業の活用	さらなる地元重視（評価）が必要	○Bランク以上の工事については、地元企業の下請としての活用を評価項目に追加 ○説明責任の観点から、適切な地域重視の評価項目を設定	○地元企業との共同体の結成 ○当該工事への地元企業の活用方法等を技術提案にて評価 ⇒地元企業の育成活用を総合評価方式で扱うことは困難	○当該工事への地元企業の活用方法等を技術提案にて評価 ○各々の地域特性を踏まえ、慎重に地域要件を設定 ○地域貢献度に関し防災活動や地産品の活用を評価（更なる評価は不要）
⑧受注機会の確保	受注機会が特定の企業に偏っている	—	○同時期に入札を行う複数の工事では、入札案件ごとに求める技術提案のテーマを変更 ○技術提案を優・良・可等の判定方式で採点する場合、点数を細分化した評価基準を採用 ○配置予定技術者ヒアリングの重視 ⇒技術競争の結果であり、特定の企業に偏ることは当然	○同日発注案件について、1本目を取った企業は2本目の入札に参加できない措置 ○受注機会の確保の観点から、手持ち工事量を適切に評価 ⇒過度な評価は技術競争を阻害

4. ヒアリング調査の主な内容

表一3（左欄）で示した具体的な改善方策を検討する課題について、具体的な問題意識を持っている発注者および受注者を対象にヒアリング調査を実施しました。それぞれの課題に対するヒアリング結果の主要なものを表一3（右欄）に示します。

「時間がかかりすぎる」「評価結果を具体的に公表（個別通知）してほしい」との課題については、国土交通省の一部の地方整備局において実施している事例があり、建設会社からは同様の取り組みを全国的に実施することを望む意見が多数ありました。

一方、「さらなる地元重視（評価）が必要」「受注機会が特定の企業に偏っている」との課題については、建設業者団体の中で相反する意見が出る結果となりました。

5. 総合評価方式や入札契約手続きに関する改善方策

(1) 検討課題

上記のアンケート調査およびヒアリング調査の結果を踏まえ、総合評価方式や入札契約手続きに関する改善に関し検討する事項は以下のとおりです。

① 実績を重視した総合評価方式の適用

受発注者双方の入札契約手続きに伴う時間・事

務負担の軽減を図るため、技術的難易度の低い案件、施工計画に各社の差が生じない案件について、施工計画の提案や配置予定技術者のヒアリングを、実績評価で代替する簡易型（実績重視型）の総合評価方式を適用。

② 工事関連データの提供、情報交換の場の設置

受注者の技術提案作成のための情報収集に要する時間・事務負担の軽減を図るため、発注工事に関する詳細設計の成果品、関連する地質データ等を電子データで提供するに当たって、課題の精査を行う。

また、受発注者間における情報共有を図るため、個々の質問・回答のやりとり以外に、現場説明会やこれに代わる情報交換の場の設置に向けた検討を行う。

③ 技術提案の評価（採否）の通知

受発注者間における評価の透明性の確保、受注者の事務負担の軽減等を図るため、発注者側の事務量の増大に配慮しつつ、参加資格確認通知に併せて、入札前に技術提案に対する評価（採否）の提案者側への通知について検討を行う。

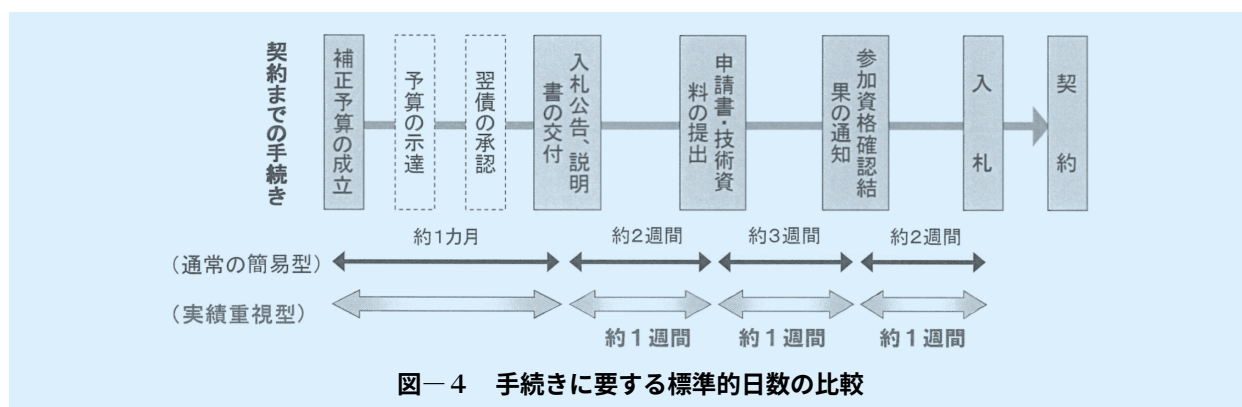
(2) 平成21年度の対応方針

上記検討課題に関し、平成21年度において対応する事項は以下のとおりです。

① 実績を重視した総合評価方式の適用（図一4）

対象工事を限定した上で、実績重視型総合評価方式を適用する。

- ・適用工事：簡易型を適用する工事のうち、比較的小規模で、施工計画の工夫の余地が少なく、これまでに施工した同種・類似工事の実績で施



図一4 手続きに要する標準的日数の比較

試行事例における通知例(競争参加資格確認結果通知書抜粋)

技術提案に基づく入札の可否	○：可（評価する、実施義務あり） 一：否（評価しない、実施可能） ×：否（評価しない、不採用であり実施不可）
	総合評価項目
	総合的なコストに関する事項
	1)ライフサイクルコスト
	○ 低減し、
	工事目的物の性能、機能に関する事項
	2)性能・機能
	一 の の明示（保全性、安全性）
	一 を
	に設置する。
	一 を
	に設置する
	○ に設置する。
	一 の設置

図－5 試行事例における技術提案の評価（採否）の通知例

工の确实性を十分評価できる工事。

- ・実施手順：工事内容を勘案しつつ、「適用工事」に該当するかどうか確認する。また、入札公告～申請書・技術資料の提出、申請書・技術資料の提出～入札に係る期間は、それぞれ1週間程度とする。
 - ・評価方法：加算点上限の30点の範囲内で、評価項目・配点を設定する。
 - ・配慮事項：政府全体の経済財政運営の方針に基づき、暫定的な措置として取り扱うこととする。
- ② 工事関連データの提供、情報交換の場の設置
- 現状における設計等の成果品の状況を勘案して、競争参加者に以下の要領により工事関連データを提供する。
- ・適用工事：技術提案作成の負担の大きな工事を対象（例：WTO対象工事、高度技術提案型）。
 - ・提供情報：地質調査報告書、詳細設計図、数量計算書、構造計算書等のうち、工事内容等を勘案し設定。
 - ・提供媒体：紙面での複写またはCDによる電子データ（PDF）。
 - ・留意事項：個人情報や予定価格の類推を容易とする情報はマスキング処理を実施。
- ③ 技術提案の評価（採否）の通知（図－5）

技術提案の採否（または評価）の通知を試行する。

- ・適用工事：原則すべての工事（ただし、発注者側業務量を勘案しつつ、順次対象工事を拡大する）。
- ・通知時期：競争参加資格確認通知時点（通知書の中に記載）。
- ・通知内容：技術提案として出された内容のうち、不採用（実施してはならない）となった事項を通知する。また、準備が整った地方整備局等においては、採用（実施して良い）項目のうち、加点評価したか否かの通知も試行する。

6. おわりに

本稿で述べた内容については、「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」（委員長：小澤一雅 東京大学大学院工学系研究科教授）で検討され、平成20年度の委員会報告としてとりまとめられています。

当該委員会のこれまでの報告については国土技術政策総合研究所のホームページ（URL：<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/index.htm>）に掲載されていますのでご参照ください。